消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき申請を行なった電気供給 約款(平成25年7月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更するこ とといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額 並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、III(契約種別および料金)に定める料金率、59(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額、附則 5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)に定める料金率ならびに附則 7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)および(19)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2(燃料費調整)、附則 5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)および附則 7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(19)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ (契約種別および料金) ならびに附則 7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (3), (4), (5), (6), (7), (8)および(9)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	57. 75	2. 75
電灯料金		
20 ワットまでの 1 灯につき	121.80	5. 80
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	224. 70	10. 70
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	327.60	15. 60
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	533. 40	25. 40
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットま でごとに	533. 40	25. 40
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	224. 70	10.70
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	392. 70	18. 70
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	392. 70	18. 70

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A	1 3	1,1
最低料金		
1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	254. 10	12. 10
電力量料金		
7キロワット時をこえる1キロワット時につ	18. 35	0.87
き	10.00	0.01
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	315.00	15. 00
契約電流 15 アンペア	472. 50	22. 50
契約電流 20 アンペア	630.00	30.00
契約電流 30 アンペア	945.00	45.00
契約電流 40 アンペア	1, 260. 00	60.00
契約電流 50 アンペア	1, 575. 00	75.00
契約電流 60 アンペア	1,890.00	90.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	18. 35	0. 87
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま での 1 キロワット時につき	25. 03	1. 19
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時に つき	28. 25	1. 35
最低月額料金		
1 契約につき	254. 10	12. 10
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	315.00	15. 00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	18. 35	0.87
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま での 1 キロワット時につき	25. 03	1. 19
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時に つき	28. 25	1. 35
臨時電灯A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7. 73	0. 37
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの場合	15. 46	0.74
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	15. 46	0.74

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	154. 56	7. 36
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154. 56	7. 36
臨時電灯B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	346. 50	16. 50
電力量料金		
1キロワット時につき	31. 08	1. 48
臨時電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	346. 50	16. 50
電力量料金		
1キロワット時につき	31. 08	1. 48
公衆街路灯A		
需要家料金		
1 契約につき	52. 50	2. 50
電灯料金		
20 ワットまでの 1 灯につき	109. 62	5. 22
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	202. 44	9. 64
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	295. 26	14. 06
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	480.90	22. 90
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットま でごとに	480.90	22. 90
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	202.65	9.65
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	354.90	16. 90
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	354.90	16. 90
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	283. 50	13. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき	17. 37	0.83
最低月額料金		
1契約につき	228. 90	10. 90

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1, 207. 50	57. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	15. 86	0. 76
その他季料金	14. 42	0. 69
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	196. 35	9. 35
従量制供給の場合		
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	19. 03	0. 91
その他季料金	17. 30	0.82
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	598. 50	28. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	11.81	0. 56
その他季料金	10. 74	0. 51
農事用電力B		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	5, 143. 64	244. 94
30 日をこえる 1 日につき	171. 45	8. 16

(2) 59 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金	額	消費税等相当額
		円	円
架空配電設備の場合			
超過こう長1メートルにつき		3, 255. 00	155. 00
地中配電設備の場合			
超過こう長 1 メートルにつき	2	6, 460. 00	1, 260. 00

(3) 附則 5 (農事用電力 〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)および附則 7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (19)に定める料金率等

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5 キロワット	4, 225. 57	201. 22
1キロワット	6, 116. 54	291. 26
2キロワット	9, 611. 53	457. 69
3 キロワット	13, 204. 62	628. 79
3キロワットをこえ1キロワットを増すごと に	2, 209. 49	105. 21
30 日をこえる 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	26. 91	1. 28
1キロワット	40. 19	1. 91
2 キロワット	90. 89	4. 33
3キロワット	143. 67	6. 84
3キロワットをこえ1キロワットを増すごと に	51.74	2. 46
(燃料費調整の基準単価)		
1日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.348	0.017
1キロワット	0. 694	0. 033
2キロワット	1. 388	0.066
3キロワット	2. 082	0. 099
3キロワットをこえ1キロワットを増すごと に	0.694	0.033

(4) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
20 ワットまでの 1 灯につき	1.639	0.078
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯に つき	3. 279	0. 156
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯に つき	4. 918	0. 234
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯に つき	8. 197	0.390
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワッ トまでごとに	8. 197	0. 390
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2. 449	0. 117
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	4.897	0. 233
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につ き 100 ボルトアンペアまでごとに	4. 897	0. 233
(p) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.003
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	0. 132	0.006
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボ ルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	0. 132	0. 006
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	1. 321	0. 063
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでの場合1キロボルト	1. 321	0. 063
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1. 388	0. 066
(ニ) 農事用電力B 契約電力1キロワット1日につき	2. 499	0. 119
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0. 211	0.010